



# 鳥取県公報

平成15年 6月24日(火)  
第 7 4 9 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	生活保護法による介護機関の指定 (394) (福祉保健課) ..... 1
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (395) ( " ) ..... 2
	生活保護法による介護機関の廃止の届出 (396) ( " ) ..... 2
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (397) (障害福祉課) ..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (398) ( " ) ..... 3
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (399) ( " ) ..... 3
	土地改良区の役員の就退任 ( 2 件 ) ( 400 ・ 401 ) (耕地課) ..... 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (402) ( " ) ..... 6
	保安林の指定予定 (403) (森林保全課) ..... 6
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (404) (審査課) ..... 8
<b>選管告示</b>	選挙管理委員会の招集 (54) ..... 9
<b>教委告示</b>	定例教育委員会の招集 (16) (教育総務課) ..... 9
<b>公 告</b>	共済事業に係る平成14年度の経営状況 (管財課) ..... 9
<b>調達公告</b>	一般競争入札の実施 ( 2 件 ) (教育委員会事務局教育環境課) .....10
	落札者の決定 (教育委員会事務局小中学校課) .....15

## 告 示

### 鳥取県告示第394号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人ソ ウェルよどえ	西伯郡淀江町大 字淀江1075	グループホーム いずみの苑	西伯郡淀江町大 字淀江1075	痴呆対応型共同 生活介護	平成15年 2月23日

社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	グループホーム仁風荘	米子市上後藤八丁目9-23	"	平成15年4月1日
医療法人橋本外科医院	鳥取市大杖204-3	橋本外科医院	鳥取市大杖204-3	通所リハビリテーション	平成15年3月1日
皆生タクシー株式会社	米子市旗ヶ崎2207	皆生タクシーケアセンター指定訪問介護事業所	米子市角盤町二丁目3	訪問介護	平成15年6月1日

**鳥取県告示第395号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社さくら介護グループ	広島県広島市中区加古町13-12	さくら・介護ステーションほほえみ	米子市福市567-15	平成15年4月25日
"	"	さくらデイサービス旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎七丁目24-5	"

**鳥取県告示第396号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
医療法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	グループホーム仁風荘	米子市上後藤八丁目9-23	平成15年3月31日

**鳥取県告示第397号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
祥和会	西伯郡西伯町大字福成3293	わかとり作業所 日野分場	日野郡日野町根 雨341 - 1	短期入所	平成15年7月1日

**鳥取県告示第398号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	ショートステイ だんだん	米子市彦名町1250	短期入所	平成15年7月1日

**鳥取県告示第399号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
祥和会	西伯郡西伯町大字福成3293	わかとり作業所 日野分場	日野郡日野町根 雨341 - 1	短期入所	平成15年7月1日

**鳥取県告示第400号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり勝谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	佐々木 保 一	気高郡鹿野町大字乙亥正250
"	高 田 成 幸	気高郡鹿野町大字岡木80
"	山 根 寿 幸	気高郡鹿野町大字岡木44
"	山 本 守 夫	気高郡鹿野町大字乙亥正244 - 11
"	森 山 繁 夫	気高郡鹿野町大字中園176
"	谷 口 輝 夫	気高郡鹿野町大字岡木53
"	山 下 清	気高郡鹿野町大字岡木114
"	恩 田 幸 夫	気高郡鹿野町大字岡木126
"	池 添 信 光	気高郡鹿野町大字岡木402 - 2
"	井 上 義 雄	気高郡鹿野町大字中園56
"	高 田 勇	気高郡鹿野町大字岡木508
"	高 田 稔 長	気高郡鹿野町大字岡木57
"	恩 田 胤 之	気高郡鹿野町大字岡木137
"	谷 口 章	気高郡鹿野町大字岡木432 - 2
監 事	田 中 瑞 穂	気高郡鹿野町大字岡木251
"	飯 田 允 男	気高郡鹿野町大字中園186
"	山 下 博	気高郡鹿野町大字岡木92

平成15年4月7日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	高 田 成 幸	気高郡鹿野町大字岡木80
"	谷 口 章	気高郡鹿野町大字岡木432 - 2
"	石 田 幸 夫	気高郡鹿野町大字乙亥正257
"	山 本 一	気高郡鹿野町大字乙亥正244 - 11
"	清 水 実	気高郡鹿野町大字岡木123
"	大 角 高 義	気高郡鹿野町大字岡木186 - 5
"	大 角 寛 晃	気高郡鹿野町大字岡木196 - 2
"	田 中 佑 一	気高郡鹿野町大字岡木99
"	徳 岡 正 寛	気高郡鹿野町大字岡木83
"	谷 川 広 行	気高郡鹿野町大字岡木63
"	高 木 新一郎	気高郡鹿野町大字岡木511
"	高 田 英 祐	気高郡鹿野町大字岡木508
"	飯 田 耕 一郎	気高郡鹿野町大字中園186
"	井 上 至 孝	気高郡鹿野町大字中園33
監 事	高 田 稔 長	気高郡鹿野町大字岡木57
"	高 木 昭 穂	気高郡鹿野町大字岡木479 - 1
"	飯 田 伊知郎	気高郡鹿野町大字中園183

平成15年4月8日就任 任期4年

## 鳥取県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり江府町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	本 高 親 雄	日野郡江府町大字江尾1913
"	大 澤 公 人	日野郡江府町大字宮市1072 - 25
"	小 峯 勝 公	日野郡江府町大字大河原86
"	川 端 直	日野郡江府町大字小江尾36 - 7
"	河 上 貞 也	日野郡江府町大字宮市167
"	景 山 學	日野郡江府町大字宮市394
"	末 次 雅 雄	日野郡江府町大字杉谷498
"	梅 林 靖	日野郡江府町大字江尾1174 - 3
"	片 山 慶 八	日野郡江府町大字杉谷184
"	芦 立 喜 明	日野郡江府町大字江尾1999
"	田 中 繁 詮	日野郡江府町大字江尾1848
"	安 田 利 憲	日野郡江府町大字大河原1479 - 1
"	仲 嶋 勝 利	日野郡江府町大字小江尾17 - 2
"	妹 尾 和 之	日野郡江府町大字吉原1381 - 1
"	新 見 修	日野郡江府町大字吉原877
"	砂 口 正 文	日野郡江府町大字吉原942
"	新 見 公 男	米子市灘町三丁目50
"	長 尾 繁	日野郡江府町大字小江尾603 - 1
"	長 尾 厚	日野郡江府町大字小江尾689
"	筒 井 章 年	日野郡江府町大字美用1603
"	下 垣 稔	日野郡江府町大字美用1090
"	川 上 公 行	日野郡江府町大字美用1222
"	川 上 悦 男	日野郡江府町大字美用810 - 1
"	真 壁 和 博	日野郡江府町大字助沢327
"	森 正 幸	日野郡江府町大字江尾1741 - 3
監 事	板 井 久	日野郡江府町大字美用1128 - 2
"	大 倉 孝 士	日野郡江府町大字宮市1032 - 10
"	米 田 明	日野郡江府町大字江尾2109
"	新 見 道 弘	日野郡江府町大字吉原1718 - 2
"	篠 田 勇 夫	日野郡江府町大字小江尾606 - 1

平成15年4月10日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	川 端 直	日野郡江府町大字小江尾36 - 7
"	福 田 正 臣	日野郡江府町大字江尾2123
"	芦 立 喜 明	日野郡江府町大字江尾1999
"	河 上 貞 也	日野郡江府町大字宮市167
"	大 澤 公 人	日野郡江府町大字宮市1072 - 25
"	片 山 慶 八	日野郡江府町大字杉谷184
"	小 峯 勝 公	日野郡江府町大字大河原86

“ 砂 口 正 文 日野郡江府町大字吉原942  
“ 妹 尾 和 之 日野郡江府町大字吉原1381 - 1  
“ 新 見 公 男 米子市灘町三丁目50  
“ 長 尾 厚 日野郡江府町大字小江尾689  
“ 筒 井 章 年 日野郡江府町大字美用1603  
“ 川 上 公 行 日野郡江府町大字美用1222  
“ 川 上 悦 男 日野郡江府町大字美用810 - 1  
監 事 景 山 學 日野郡江府町大字宮市394  
“ 山 口 昌 義 日野郡江府町大字小江尾1303  
“ 板 井 久 日野郡江府町大字美用1128 - 2  
平成15年4月11日就任 任期4年

**鳥取県告示第402号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、湖山町瀬土地改良区の定款の変更を平成15年6月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第403号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字牧字滝ノ谷512から514まで、516から518まで、519の1、519の2、520から524まで、527から531まで、535から537まで

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東伯郡三朝町大字牧字滝ノ谷512から514まで、516から518まで、519の1、519の2、520から524まで、527から530まで、531・535から537まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市富海字梨木谷1118の1、字ノメリ谷口1121、字ノメリ河原1122の1、字割谷1123、字藤谷1124、字

水無し1125、1126

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字五輪谷589、590

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字上庄487、488、字上庄平ラ526、530

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字今泉字背戸谷693の1、707の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東伯郡三朝町大字今泉字背戸谷693の1・707の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字琵琶崩山147の4、147の41、字琵琶崩167、170、172、字若杉178の70

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東伯郡三朝町大字大谷字琵琶崩山147の4・字若杉178の70(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碓町大字佐崎字東滝221から223まで、225、225の1、226、229

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碓町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに倉吉市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第404号**

鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博



指定番号	名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
622	財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会	売りさばき場所	米子市鞆町一丁目 151	米子市上福原 1266 - 4	平成15年1月 27日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第54号

平成15年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成15年6月26日(木) 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
  - (2) その他

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第16号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年6月24日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年6月26日(木) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
  - (2) その他

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成14年度の経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 平成14年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況

## 1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,277
加入戸数	886,173戸
共済契約金額	5,866,266,756,000円
火災共済掛金	1,124,273,085円
被災戸数	347戸
火災共済給付金	352,775,397円
復興建築助成戸数	154戸
復興建築助成金	67,109,969円
住宅防火施設整備補助会員数	66
住宅防火施設整備補助金	27,610,600円
住宅災害見舞戸数	628戸
住宅災害見舞金	13,144,000円

## 2 収支計算

## (1) 収入

火災共済掛金収入	1,124,273,085円
建物管理の部収入	55,211,622円
その他の収入	366,055,153円
当期収入合計 (A)	1,545,539,860円
前期繰越収支差額	73,391,987円
収入合計 (B)	1,618,931,847円

## (2) 支出

事業費	522,551,875円
管理費	276,982,564円
建物管理費	22,177,473円
特定預金等支出	736,351,730円
当期支出合計 (C)	1,558,063,642円
当期収支差額 (A) - (C)	12,523,782円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	60,868,205円

---

**調 達 公 告**

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月24日

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称及び数量

液晶プロジェクター 39台

## (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成15年9月1日から平成20年8月31日まで

## (4) 納入期限

平成15年8月29日(金)

## (5) 納入場所

八頭郡郡家町大字久能寺725 鳥取県立八頭高等学校

## (6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成15年鳥取県告示第76号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

## (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## (4) 平成15年6月24日(火)から同年8月4日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立八頭高等学校

## 4 入札手続

## (1) 問合せ先

〒680-0492 八頭郡郡家町大字久能寺725

鳥取県立八頭高等学校

電話 0858-72-0022

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

## (3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年8月4日(月)午前10時(ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成15年8月1日(金)午後5時までとする。)

鳥取県立八頭高等学校第一応接室

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年7月22日(火)午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 39 sets
- (2) July 22, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) August 4, 2003 10 : 00 AM : Time - limit for submission of tenders  
August 1, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Yazu Senior High School 725 Kunouji Kooge - Cho Yazu - Gun 680 - 0492 Japan TEL : 0858 - 72 - 0022

項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

液晶プロジェクター 30台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成15年9月1日から平成20年8月31日まで

(4) 納入期限

平成15年8月29日(金)

(5) 納入場所

境港市上道町3030 鳥取県立境高等学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第76号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成15年6月24日(火)から同年8月5日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### 3 契約担当部局

鳥取県立境高等学校

#### 4 入札手続

(1) 問合せ先

〒684 - 8601 境港市上道町3030

鳥取県立境高等学校

電話 0859 - 44 - 0441

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年8月5日(火)午前10時(ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成15年8月4日(月)午後5時までとする。)

鳥取県立境高等学校同窓会館会議室

#### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年7月23日(水)午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続き特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続き特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 30 sets
- (2) July 23, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) August 5, 2003 10 : 00 AM : Time - limit for submission of tenders  
August 4, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Sakai Senior High School 3030 Agarimichi - Cho

Sakaiminato - Shi 684 - 8601 Japan TEL : 0859 - 44 - 0441

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 鳥取県教育センター遠隔講義システム機器 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成15年5月15日
- 4 落 札 者 の 名 称 沖電気工業株式会社中国支社  
及び所在地 広島県広島市中区八丁堀15 - 10
- 5 落 札 金 額 月額766,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成15年4月4日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局 鳥取県教育センター  
の名称及び所在地 鳥取市湖山町北五丁目201

